

## 金沢市内川第1建設発生土処理施設

「公共建設工事に伴い発生する建設発生土を計画的に処理します。」

- ※ 「建設発生土」とは  
公共建設工事に伴い副次的に発生する土砂であり  
盛土、土地の造成等に利用できるものをいいます。  
廃棄物、人工的に作られた放射性物質によって  
汚染されたものなどを除きます。

【施設名称】 金沢市内川第1建設発生土処理施設

【所在地】 金沢市小原町ユ104番地4

### 【施設概要】

- ・ 規 模 30ha
- ・ 受入土量 280万m<sup>3</sup>
- ・ 受入期間 平成26年度～
- ・ 対象土砂 主に金沢市発注の公共工事からの発生土
- ・ 手 数 料 押土等にかかる処理手数料は、  
「金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例」に基づく

### 【開場時間】

午前9時から午後5時まで

### 【休業日】

日曜日、毎月の第2土曜日及び第4土曜日  
12月29日から翌年の1月3日までの日

### 【施設に建設発生土を搬入する事ができる者】

- ・ 金沢市等と公共建設工事に係る請負契約を締結している者で、あらかじめ搬入について市長の承認を得たものに限りします。

管理運営 金沢建設業協同組合  
〒921-8036  
金沢市弥生2丁目1番23号  
石川県建設総合センター内

T E L 076-243-5868

F A X 076-242-4331